

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号及び第三号を次のように改める。

二 常勤職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）以外の非常勤職員にあつては同項第一号に掲げる職員として、会計年度任用職員にあつては一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）第二十三條の二第七項の規定により期末手当を支給されない職員として、それぞれ在職した期間

三 地方公務員法第二十八條第二項の規定により休職にされていた期間（給与条例第二十六條第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により休職にされていた期間を除く。）

第七条の二に次の二号を加える。

四 地方公務員法第二十九條第一項の規定により停職にされていた期間

五 地方公務員法第五十五條の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

第十四條の二中「六時間十五分」を「六時間」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。